

## 答申の骨子案 目次

はじめに（素案（第3回審議会）の段階で示す）

### 第1章 家庭教育支援の現状

- 1 家庭教育支援の基本的な考え方
- 2 国の動向
- 3 県の動向

### 第2章 課題と今後の方向性

- 1 「家庭教育」を取り巻く社会的な課題
- 2 「家庭教育」を支える取組に関する課題
  - (1) 義務教育期以降における支援体制について
  - (2) 家庭教育支援チームの組織化について
- 3 今後の方向性

<コラム>

- 男女共同参画の観点からみる家庭教育支援
  - ※（鈴木委員）→ 委員レポートとして執筆依頼
- 社会教育施設における家庭教育支援（社会教育施設関係者に向けた視点）
  - ※（萩原委員）→ 委員レポートとして執筆依頼

### 第3章 提言

- 1 地域が家庭を支える仕組みづくり～「子育て世帯にやさしい社会」をめざして～
  - (1) 取組の方向性
    - 目的
    - 範囲
    - 方向性
  - (2) 具体的な実践事例
    - ・世田谷区の利用者支援事業
      - ※（青木委員）→ 発表資料について調整依頼
    - 「利用者支援事業」および「地域子育て支援拠点事業」のスキームの参考例
    - ・厚木市「地域ぐるみ家庭教育支援事業」
      - ※（青木委員）→ 発表資料について調整依頼
    - 公民館を拠点とした取組例+子育て世帯以外の人々との交流を生む取組例
    - ・愛川町「家庭教育学級」（学校を拠点とした取組）
      - ※（上村委員）→ 委員レポートとして執筆依頼
- 2 県の役割について

### 資料編

- 1 市町村における「家庭教育支援」・「子育て支援」取組状況調査結果一覧
- 2 諮問文
- 3 第14期、第15期神奈川県生涯学習審議会委員名簿
- 4 第14期、第15期生涯学習審議会開催状況
- 5 生涯学習審議会関連法令（神奈川県生涯学習審議会条例、生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律（抜粋））

網掛けは方向性案から修正がある箇所  
は第1回審議会の意見を反映したもの

令和3年8月□日

## 第15期生涯学習審議会 答申の骨子案

[諮問]

国が示している家庭教育支援の基本的な方向性を踏まえながら、これを具体的な施策としていくため、地域全体で家庭教育を支援する基本的な考え方や、家庭教育支援と子育て支援との関わりを整理し、併せて、県および市町村に求められる役割や、「家庭教育支援チーム」を始めとする地域が家庭を支える仕組み等について審議する。

はじめに

内容は素案の段階で示す

### 第1章 家庭教育支援の現状

※ 第1章はすべて新規追加

#### 1 家庭教育支援の基本的な考え方

家庭教育は、学校教育、社会教育とともに、教育活動の大きな柱の一つである。家庭の中での親・保護者と子どもとの関係を基本とし、子どもとの互恵的なかかわりの中で、子どもが知識や技術、規範や意欲などを身につけていくことを内容とするものである。

生まれたときから始まり、人間の生涯全般にわたって影響を及ぼす、最も基本的な教育的営みである。学校教育、社会教育に先立って行われ、子どもが日々の生活において資質や態度、規範等を培っていくうえで、極めて有意義な役割を果たすとともに、そこでの経験は、大人になってからの社会活動においても、様々な形で反映されるものといえる。

#### 2 国の動向

家庭教育支援は、主に公民館等で行われる「家庭教育学級」を通して推進されてきたが、2006年（平成18年）の教育基本法改正で、「国及び地方公共団体は、家庭教育の支援に努めなければならない」と規定された。これを踏まえ、平成20年の社会教育法改正では、家庭教育に関する情報の提供が教育委員会の事務として規定され、改めて様々な動きがみられるようになっていく。

文部科学省では平成23年から28年にかけて家庭の教育力の向上のため、様々な検討委員会を立ち上げ、「家庭教育支援の推進」「中高生を中心とした子供の生活習慣づくり」「家庭教育支援チームの在り方」「中高生を中心とした子供の生活習慣が心身へ与える影響等」「家庭教育支援手法等」「家庭教育支援の推進方策」についての報告書を作成している。

平成24年度「つながりが創る豊かな家庭教育」では、家庭教育支援の基本的な方向性として①親の育ちを応援する②家庭のネットワークを広げる（家庭の人間関係を広げる）③支援のネットワークを広げる、の3つを示し、これを具体化する有効な一方策として、平成28年度「家庭教育支援の具体的な推進方策について」で、地域の多様な人材で構成される「家庭教育支援チーム」の組織化を推進している。

### 3 県の動向

本県においては、教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」で、重点的な取組の一つとして「子育て・家庭教育への支援」を位置付けており、特に集中的、横断的に進めていく必要のある「重点的な取組」の4つ目として「子育て・家庭教育への支援」を掲げ、社会全体で支えるような、子育て・家庭教育を支援するとし、「放課後子ども教室」や、企業との協力による機運の醸成等を進めることとしている。

## 第2章 課題と今後の方向性

方向性案の1、2を統合し再編

### 1 「家庭教育」を取り巻く社会的な課題

方向性案1の表「課題A、B」を再編。データを最新のものに更新

#### ○ 労働時間や通勤時間に多くを割かれ、子どもとふれ合う時間がとりにくい

神奈川県は総労働時間は131.85時間（令和2年）であり、近年、減少傾向にある（※1）。しかし、所定外労働時間は12時間（令和2年）であり、前年度比で減少はしているが、全国平均と比較して長い傾向にある（※2）。

また全国の週60時間以上働く男性の割合は、減少傾向ではあるものの、子育て世代については、30代、40代とも12.4%（令和元年）と依然、他世代に比べて高い割合である（※3）。

さらに、神奈川県の通勤時間は全国1位（平成27年）となっている（※4）。

子どもとふれ合う時間は、令和2年の調査で平日は「1～2時間未満」の27.8%が最も高く、次いで「1時間未満」が21.7%であり、「3～4時間未満」「4時間以上」の割合は平成20年度、平成28年度と比較して減少している。また、労働時間が長くなるにつれ、平日の子どもとふれ合う時間が短くなる傾向もみられる（※5）。

#### ○ 地域のつながりや血縁が弱まる傾向の中、身近に子育てのモデルがない

神奈川県は、持ち家比率が59.1%で全国41位、借家比率は37.2%（平成30年）となっており、住民の流動性が比較的高いと推測される（※6）。

親戚との付き合い方については、「形式的」「部分的」「全面的」を選ぶ設問で、昭和48年には「全面的な付き合い」が51.2%と最多だったが、昭和58年に「部分的な付き合い」が45.2%で最多となり、以降は「部分的な付き合い」が最多となる結果が続いている。また、「形式的な付き合い」とする割合については、8.4%（昭和48年）から26.2%（平成30年）と、一貫して増加傾向にある（※7）。

#### ○ 家族が小規模化し、自分の子どもを持つまで、子どもに接する経験をもったことがない人が増えていると推測される

神奈川県の1世帯当たり人員は令和2年の推計2.19人で全国40位。5年前からは0.07人、10年前からは0.14人減少している（※8、9）。

#### ○ 未婚化の進行や、子どもを持たない世帯の増加により、子育て経験をもたない人が

## 増えていると推測される

令和元年の単独世帯の割合は 28.8%、昭和 61 年の 18.2%から毎年上昇している（※10）。5年おきに行われる国勢調査においても 50歳で未婚の人の割合は、平成 2年以降、男性、女性ともに上昇傾向にあり、平成 27年は男性 23.4%、女性 14.1%となっている。

結婚持続期間が 15～19年夫婦において、出生子ども数が 0人の（調査総数に占める）割合は、昭和 52年 3.0%から平成 27年には 6.2%に上昇している。また完結出生児数（結婚持続期間が 15～19年の初婚どうしの夫婦の平均出生子ども数）は、昭和 47年以降は 2.2人前後で推移していたが、平成 22年には 2人を割り込み、平成 27年は 1.94人となっている（※11）。

## ○ 子どもの人口や子どもを持つ世帯が減少することで、子どもや子育て家庭が社会の中で見えにくくなっている

全国、神奈川県のおいずれにおいても、年少人口（0～14歳）は減少傾向にある。令和元年の神奈川県の年少人口は昭和 51年度の調査開始以来最も少なく、人口構成比は 11.9%となっている。（※12）また、全世帯数に対する児童のいる世帯の割合は、昭和 61年では 46.2%だったが、令和元年には 21.7%となっている（※10）。

家庭と地域社会の分離、家族の小規模化、子育て家庭数の減少など、社会の構造変化により、家庭教育が困難な社会になるとともに、子育て家庭への理解や共感をもちにくい社会となっている。

方向性案の 1 の冒頭から移動

### 〔課題 A〕 家庭教育が困難な社会

- 労働時間や通勤時間に多くを割かれ、子どもとふれ合う時間がとりにくい
- 地域のつながりや血縁が弱まる傾向の中、身近に子育てのモデルがない
- 家族が小規模化し、自分の子どもを持つまで、子どもに接する経験をもったことがない人が増えていると推測される

### 〔課題 B〕 子育て家庭への理解や共感をもちにくい社会

- 家族が小規模化し、自分の子どもを持つまで、子どもに接する経験をもったことがない人が増えていると推測される
- 未婚化の進行や、子どもを持たない世帯の増加により、子育て経験をもたない人が増えていると推測される。
- 子どもの人口や子どもを持つ世帯が減少することで、子どもや子育て家庭が社会の中で見えにくくなっている

◎ 参考文献「つながりが創る豊かな家庭教育」家庭教育支援の推進に関する検討委員会 平成 24年 3月

※ 1 「神奈川県毎月勤労統計調査地方調査結果報告 令和 2年」

※ 2 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」令和 2年

- ※3 令和2年版「男女協働参画白書」
- ※4 総務省 平成30年「住宅・土地統計調査結果」
- ※5 文部科学省「令和2年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」」
- ※6 総務省「平成30年住宅・土地統計調査」
- ※7 NHK「日本人の意識」調査（平成30年）
- ※8 総務省「国勢調査」（平成27年）
- ※9 国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計 2019（平成31）年推計』
- ※10 厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和2年）
- ※11 「出生動向基本調査」（平成27年）
- ※12 神奈川県年齢別人口統計調査結果報告（令和2年）

「家庭教育支援」を取り巻く課題（施策としての課題）から改題

課題1を項目（1）とし、諮問文から標題を作成

## 2 「家庭教育」を支える取組に関する課題

### （1）義務教育期以降における支援体制について

#### 課題1 小学校就学後は、支援策が不十分になっている。

家庭教育支援関連の事業では、学習機会の提供が多く実施され、その対象は、幼児から中学生までの保護者が中心となっている。一方、保護者同士の交流の場の提供や相談事業の実施は少ない。（※13）

子ども・子育て支援関連の事業では、子ども・子育て新制度（2015年～）の「地域子ども・子育て支援事業」で法定事業となった「利用者支援事業」および「地域子育て支援拠点事業」により、就学前の保護者への支援は、制度としてある程度整っている。（※14）

このため、自治体によって取組状況に差はあるものの、保護者同士の交流の場や居場所の提供、相談事業等が実施されている。しかし、就学後は支援体制を構築する制度がない。

以上のことから、小学校就学後の保護者を対象とした交流の場の提供や相談の支援体制が、不十分になっていると考えられる。

#### ○ 主な実施事業の分布イメージ

	就学前	義務教育期～
学習機会の提供（※13）	家庭教育支援事業	
相談（※14）	子育て支援事業	(支援が不十分な部分)
交流の場や居場所の提供（※14）		

※13 市町村における「家庭教育支援」「子育て支援」取組状況調査結果参照（令和元年9～10月実施）

※14 主に、「利用者支援事業」「地域子育て支援拠点事業」

利用者支援事業：子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。対象者は、「小学校就学前子どもの子育て家庭を基本としつつ、地域の実情に応じて柔軟に運用する」（利用者支援事業ガイドライン）とされている。

地域子育て支援拠点事業：乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。対象者は、「主として概ね3歳未満の児童及び保護者」（地域子育て支援拠点事業実施要綱）とされている。

課題2を項目(2)とし、  
諮問文から標題を作成

## (2) 家庭教育支援チームの組織化について

**課題2** 行政主導で新たに「家庭教育支援チーム」を組織することはハードルが高い  
審議会のこれまでの議論で、地域ですでに様々な役割を担っており、負担感が大きくなっているとの指摘がある。(ここに意見を反映した文章を追記予定)

また、「市町村における「家庭教育支援」「子育て支援」取組状況調査」では、チームの組織化を検討しているのは2自治体にとどまるとともに、チーム組織化の課題について、担当部署の問題（総合的な視点で施策をみるのはどこの部署か）、子育て支援部署等他部署との住み分けの問題、既存の類似施策との整理、担い手不足やチームの継続困難への懸念など様々な課題が指摘され、いずれの自治体でも、新たにチームを組織することへのハードルの高さを感じていることが分かった。

意見を反映

- ・ 家庭教育支援は地域ごと、各自治体の体制に差がある。規模や人員、予算等から市でできることが町村では難しい（またその逆）といった問題がある。
- ・ 地域の住民間のつながりが希薄、また、地域では様々な団体が活動しているが、団体同士の横のつながりや、団体と自治体とのつながりが希薄な場合、連携した取り組みが難しい。

意見を反映

- ・ 「高齢者雇用安定法」の改正（2021年4月施行）により70歳雇用が努力義務化され、働く医師のあるシニア世代が継続して働き続けることができる環境が整備されることで、これまで地域ボランティア等を担ってきた人材が手薄になるという懸念がある。

課題1、2の前文を項目(3)とし、  
今後の方向性と位置づけ

## 3 今後の方向性

「家庭教育」を取り巻く社会的な課題として、(A)「家庭教育が困難な社会」、(B)「子育て家庭への理解や共感を持ちにくい社会」の2点を指摘した。

このうち、課題(A)については、文部科学省の現在の施策につながる報告書『つながりが創る豊かな家庭教育』（平成24年3月）においてすでに指摘されているところで

ある。同報告書では、この課題に対する基本的な方向性として①親の育ちを応援する②家庭のネットワークを広げる③支援のネットワークを広げる の3点を示し、「家庭教育支援チーム」型の支援を始めとした地域の多様な主体や地域住民による取組を期待している。

しかしながら、本県においては、PTAと連携した家庭教育学級や公民館で行う講座等、従来型の家庭教育支援は多くの自治体で行われているものの、家庭や支援のネットワークを広げ、地域で子育て家庭を支える取組は、まだ十分に行われているとは言えない。

この背景には、人々の、子育てへの理解や共感の不足が考えられる。子育て世帯以外も含めた地域社会のすべての人々が、子育てに関心を持ち、理解や共感することが必要である。すなわち、課題（A）に対応するためには、その前提として、まず、課題（B）への対応が求められる。

社会教育は、他者と学び合い認め合うことで、相互のつながりを形成していくものであることが特徴（中央教育審議会答申『人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について』）であり、学びを通じて他者への理解や共感を育むことは、まさに社会教育の役割であるといえる。このことから、本答申では、課題（B）への対応に重点を置いて考えたい。

なお、家庭教育は、自立するまでの子どもをもつ家庭において行われるものと考えられることから、家庭教育支援は、乳幼児から18歳までの子どもを持つ家庭がその対象になると考えられる。ただし、地域社会の人々の理解や共感を育み、子育て家庭を支える取組は、まず、顔が見える身近な地域コミュニティで行われることが有効であると考えられる。このことから、身近な地域が生活の基本となる義務教育期までの子どもを持つ世帯を、家庭教育支援の対象の中心と考えたい。

## <コラム>

※ 第2回審議会で執筆依頼予定

- 男女共同参画の観点からみる家庭教育支援  
(鈴木委員) 委員レポートとして執筆依頼予定
- 社会教育施設における家庭教育支援（社会教育施設関係者に向けた視点）  
(萩原委員) 委員レポートとして執筆依頼予定

### 第3章 提言

「家庭教育支援」の目的、支援対象範囲、取組の方向性（提言）から改題

「家庭教育支援」の目的、支援対象範囲、取組の方向性（提言）（1）目的の文中から取り出し大項目に位置づけ

## 1 地域が家庭を支える仕組みづくり～「子育てにやさしい社会」をめざして～

意見を反映

- ・ 教育というものは基本的に対面でやるものであり、今の新型コロナウイルス感染症拡大の社会情勢は改善することを前提とし、家庭教育支援を考える上では、本来のありべき姿と、今この状況でどう対応するか、2段階で考えていく必要がある。

### （1）取組の方向性

「家庭教育支援」の目的、支援対象範囲、取組の方向性（提言）から中項目に位置づけ

#### ○目的

保護者が安心して子育てができるよう、保護者が必要な情報を入手しやすくするとともに、子育ての役割を保護者だけに担わせず、保護者が肩の荷を下ろせる環境を整えるとともに、子育て世帯以外の世帯が、子どもや子育て世帯と接する機会を設けるなど、子育てへの理解や共感を涵養する。

⇒「子育て世帯にやさしい社会」をめざす

意見を反映

（支援が届きにくい家庭への、保護者に必要な情報提供）

- ・ 必要な情報が届いていない保護者がいる
- ・ 周知の仕方、発信ツールに工夫が必要

（子育てを保護者だけに担わせない環境づくり）

- ・ 地域で地域の子どもを育てる機運を根付かせるため人とのつながりづくり、人づくりも必要
- ・ 子育てに関しては、一つのところに働きかけるのではなく、学校、家庭、地域が連携を持ちながら、年齢に関係なく大人たちが見守り、保護者にも声をかけていくことが一番大事
- ・ 保護者の孤立感へ寄り添う相談事業のような支援が大切

（子育てへの理解や共感を涵養）

- ・ 子育て家庭への理解、共感をもってもらうための環境づくりが必要
- ・ みんなで子育て家庭を理解し、みんなで育てるという発想を生み出すことが大切

#### ○範囲

事例取材や市町村への調査等を通じ、「子育て支援」と「家庭教育支援」の基本的な考え方には共通する部分があり、これらを明確に区分することは困難であることが分かった。



しかしながら、具体的な施策としての「子育て支援」では、もっぱら就学前の子ども及びその保護者が支援の対象とされており、「課題1」として指摘した状況があると考えられる。そこで、「家庭教育支援」の対象範囲は、義務教育期以降の子どもを持つ保護者とし、子育て支援と家庭教育支援の施策を接続することによって切れ目ない支援を構築する。

## ○方向性

これまでの「学習機会の提供」の取組に加えて、学齢期の保護者を対象とした交流の場や居場所（ひろば）の提供、相談対応等を行う。また、そこに子育て世帯以外の人々も関わることができる工夫も望まれる。その際、拠点や支援の担い手は、地域の実情に応じて、市町村等において検討する。なお、担い手は、チームなどを新たに立ち上げることも考えられるが、「課題2」を踏まえ、子育てサークル等、既存の資源を活用することも検討する。

第3章に記載予定の事例の内容を追記

### (2) 具体的な実践事例

交流の場や、居場所の提供、地域の実情に応じた拠点や支援、学習機会の提供の参考として、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業のスキームの参考事例、公民館を拠点とした事業の取組例、学校を拠点とした取組例を提示する。

#### ○ 世田谷区の利用者支援事業

<「利用者支援事業」および「地域子育て支援拠点事業」のスキームの参考例>

(青木委員) 発表資料(既存)を調整

#### ○ 厚木市「地域ぐるみ家庭教育支援事業」

<公民館を拠点とした取組例+子育て世帯以外の人々との交流を生む取組例>

(青木委員) 発表資料(既存)を調整

#### ○ 愛川町「家庭教育学級」

<学校を拠点とした取組例>

内容：小中学校において、保護者が主体となり、家庭教育学級のテーマを決めて行っている。

従事者：PTA

実施場所：2小学校、1中学校

(上村委員) 委員レポートとして依頼予定

## 2 県の役割について

子育て支援における「利用者支援事業」では、支援員は、都道府県または市町村が実施する「子育て支援員研修」を受講することが求められている。義務教育期の保護者を対象にした場合も、一定の知識・スキルが必要になると考えられることから、県は、担い手になる人材育成のための研修機会を提供する。

また、県は、子育て当事者やその周辺の地域住民に向けた情報提供に努める。合わせて、市町村の関係職員等に向けて、先進事例の紹介などの情報提供も、研修の機会などを通じて引き続き行う。

**【資料編】**

- 1 市町村における「家庭教育支援」・「子育て支援」取組状況調査結果一覧
- 2 諮問文
- 3 第14期、第15期神奈川県生涯学習審議会委員名簿
- 4 第14期、第15期生涯学習審議会開催状況
- 5 生涯学習審議会関連法令（神奈川県生涯学習審議会条例、生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律（抜粋））